

議決を経していない財産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号及び本市条例の規定により、予定価格が1億円以上の財産の取得については、市議会の議決が必要とされています。

このたび、予定価格が1億円以上の財産の取得について、議決を経ずに契約し、取得している事例が判明しました。

判明した事例は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の「緊急を要する契約」案件です。

1 該当事例

11件（5局）

	予定価格 (税込み・円)	購入物品	契約日	所管局
1	179,850,000	マスク	R2.4.10	こども青少年局 教育委員会事務局
2	411,400,000	フェイスシールド、ガウン	R2.5.8	健康福祉局
3	297,000,000	マスク、ガウン、フェイスシールド等	R2.5.11	健康福祉局
4	186,175,000	マスク、ガウン	R2.5.26	健康福祉局 こども青少年局
5	107,120,500	マスク	R2.6.3	健康福祉局 消防局
6	187,492,800	マスク、ガウン	R2.6.22	健康福祉局
7	111,782,000	マスク、ガウン、手袋	R2.10.6	健康福祉局
8	109,340,000	抗原検査キット	R4.1.25	こども青少年局
9	148,390,000	抗原検査キット	R4.1.25	医療局
10	114,400,000	抗原検査キット	R4.2.10	医療局
11	510,840,000	抗原検査キット	R4.2.17	医療局

2 発生した経緯及び原因

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染症対策に当たりながら、同時に必要となる物品の調達を緊急的に行う必要があり、事業の対応に追われていました。

また、消耗品に関して財産として議決が必要になるという認識が不足していました。

3 今後の対応

該当事例11件の財産の取得は、議会の議決を必要としますので、令和4年第2回市会定例会で追認の議案を提出します。

また、今回の経緯を横浜市コンプライアンス委員会などで検証し、関係局と対策を検討していきます。

**【参考1 横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）】**

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

**【参考2 緊急を要する契約】**

緊急を要する契約とは、大規模な震災や風水害等のほか、即時的に対応を行わないと市民生活及び市職員の安全確保、又は行政サービスに重大な支障を生じる場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づき行う随意契約

お問合せ先		
健康福祉局総務課長	半田 恒太郎	Tel 045-671-2362
こども青少年局総務課長	久保田 淳	Tel 045-671-4263
医療局総務課長	門林 宏英	Tel 045-671-4810
消防局総務課長	長谷部 宏光	Tel 045-334-6511
教育委員会事務局総務課長	片山 久也	Tel 045-671-3223